

利用料金（目安）

※令和6年8月1日～

※利用料の1割の額が利用者負担額となります。

実際の支払額は月々利用者負担上限月額までの金額となります。

利用者負担上限月額は世帯によって異なります。（利用者負担上限月額は通所受給者証に記載）

1 ショートステイとまり樹【定員6名】地域区分5級地 10.6円

〈基本料金〉

【障害者】

給付費名称	障害支援 区分	利用料 (1日)	給付費名称	障害支援区分	利用料 (1日)
短期入所のみの場合					
福祉型 短期入所サービス費 (I)	区分6	923単位	福祉型強化 短期入所サービス費 (I)	区分6	1,164単位
	区分5	784単位		区分5	1,026単位
	区分4	648単位		区分4	889単位
	区分3	583単位		区分3	824単位
	区分1・2	509単位		区分1・2	751単位
日中生活介護等をご利用の場合					
福祉型 短期入所サービス費 (II)	区分6	602単位	福祉型強化 短期入所サービス費 (II)	区分6	844単位
	区分5	527単位		区分5	770単位
	区分4	318単位		区分4	559単位
	区分3	240単位		区分3	483単位
	区分1・2	173単位		区分1・2	413単位

【障害児】

給付費名称	障害支援 区分	利用料 (1日)	給付費名称	障害支援区分	利用料 (1日)
短期入所のみの場合					
福祉型 短期入所サービス費 (III)	区分3	784単位	福祉型強化 短期入所サービス費 (III)	区分3	1,026単位
	区分2	615単位		区分2	858単位
	区分1	509単位		区分1	752単位
日中生活介護等をご利用の場合					
福祉型 短期入所サービス費 (IV)	区分3	527単位	福祉型強化 短期入所サービス費 (IV)	区分3	770単位
	区分2	279単位		区分2	521単位
	区分1	173単位		区分1	412単位

## < 加算料金 >

単独型加算	320 単位/日	障害者支援施設等の入所施設等以外の事業所においてサービスを提供した場合
短期利用加算	30 単位/日	入所して 30 日間にかかる費用
常勤看護職員等配置加算	10 単位/日	常勤の看護職員等を 1 名以上配置していることにかかる費用
栄養士配置加算 (I)	22 単位/日	栄養士を配置し、日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行う費用
(II)	12 単位/日	
食事提供体制加算	48 単位/日	所得が一般 2 以外の方に下記の食事料金表に基づき食事を提供した場合にかかる費用
緊急短期入所受入加算 (I)	180 単位/日	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合にかかる費用
(II)	270 単位/日	
送迎加算	186 単位/日	利用者に対して、その居宅と短期入所事業所との間の送迎を行った場合にかかる費用 (片道)
特別重度支援加算 I	610 単位/日	医学的管理や療養上必要な措置を講じた場合にかかる費用 (超重症児者及び準超重症児者が対象)
II	297 単位/日	
III	120 単位/日	
重度障害者支援加算	50 単位/円	医学的管理や療養上必要な措置を講じた場合にかかる費用
重度障害児者対応支援加算	30 単位/日	定められた医療的ケアを必要とする方を一定の割合より多く受け入れていることにかかる費用
医療的ケア対応支援加算	120 単位/日	医療的ケアを必要とする方を 1 名以上受け入れる場合
福祉・介護職員処遇改善加算 (サービス提供金額総額)	1 月につき 131/1,000	

## < 食費 >

食費の提供に係る費用	朝食	昼食	夕食
食事提供体制加算該当者は、朝食 450 円、昼食 600 円、夕食 600 円になります)	450 円 (全額食材費)	650 円 (食材費 600 円)	680 円 (食材費 600 円)

## < その他の料金 >

項 目	金 額	備 考
ユーティリティークロス (水道光熱費)	800 円	水道光熱費 (1 泊につき)
日用品	実費	日用品に係る実費
教養娯楽費	実費	新聞、雑誌、その他のレクリエーション費用等
とろみ材	50 円	当施設で用意したとろみ材を使用した場合
おむつ使用料 (当施設で用意したおむつを使用した場合)	150 円	おむつ代
	50 円	尿とりパッド
おやつ代	110 円	18 歳以下は 60 円
キャンセル料 (利用者の病状の急変や急な入院等の)	3 日前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。	

場合は、キャンセル料は請求しません)	3日前までにご連絡がない場合、1日あたりの利用料50%を請求致します。
--------------------	-------------------------------------

## 2 利用者負担額の上限について

- 自立支援給付等及び障害福祉サービスの利用者負担額は上限が定められています。
- ご家族等のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人支援法に基づく支援給付受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯（障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の方）	0円
低所得2	市民税非課税世帯（低所得1に該当しない方）	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割28万円未満の障害児）	4,600円
	市民税課税世帯（所得割16万円未満の障害者）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

## 3 その他

※利用料は利用日数によって算定されます。（1泊2日の利用の場合、2日分を算定）

※介護給付費の給付額に変更があった場合は、ご利用者の自己負担額を変更しますので、ご了承ください。